

# (一社) 沖縄県 PTA 連合会共済事業安全委員会に関する規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 (一社) 沖縄県 PTA 連合会が定款第4条第6号に規定する共済事業を行うために必要な手続、方法、その他の事項について定め、(一社) 沖縄県 P T A 連合会 (以下「県 P 連」という。) の共済事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (被共済者)

第2条 被共済者は次に掲げる者とする。

- (1) 沖縄県内の公私立小・中学校等に在籍する児童生徒、保護者、教職員、児童生徒の親族。
- (2) 沖縄県内のこども園・幼稚園等に在籍する園児、保護者、教職員、園児の親族。  
ただし、園児は3歳以上の者とする。
- (3) PTA 活動の実施に必要な指導者及び支援者。

### (委員会の設置)

第3条 共済事業の運営の円滑化のため、共済事業安全委員会 (以下「安全委員会」という。) を設置し、安全委員会には共済事業運営委員会 (以下、「運営委員会」という) 及び共済事業審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を置く。

- 2 運営委員会・審査委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 安全委員会の委員長は、県 P 連会長を充てる。

### (安全委員会の組織)

第4条 その事業を運営するために次の役職を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 専務 1名
- (5) 事務職員 若干名

### (共済金の給付)

第5条 共済金給付は、災害報告書、医療報告書、診断書、戸籍謄本等を添付した共済金支払請求書の提出を受け、審査委員会がこれを相当と認めた時、被共済者 (請求者) に対して、共済掛金の納入済みの確認後、届け出られた金融機関の口座に振り込んで行なう。

- 2 1万円以下の共済金支払いについては、委員長決裁とする。

### (共済掛金の払戻し)

第6条 被共済者が共済掛金の払戻しを求めた場合、安全委員会の決定に従い これに応ずるものとする。但し、払戻しに関する手数料は、請求者の負担とする。

## 第2章 委員会

### (運営委員会の任務)

第7条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案に関する事項
- (2) 共済金の給付に関する事項
- (3) 損害保険会社との契約締結に関する事項
- (4) 準備金積立に関する事項
- (5) 審査委員の承認、共済事業の運営に関する事項

### (運営委員会の定数)

第8条 運営委員会に、次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名(県P連会長をあてる。)
- (2) 副委員長 1名(県P連副会長をあてる。)
- (3) 委員 11名以内(県P連副会長、常務理事、専務及び地区PTA連合会会長)
- (4) 監事 1名以上

### (審査委員会の任務)

第9条 審査委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 共済金請求書の審査
- (2) 共済金の給付額の査定
- (3) 賠償責任の有無
- (4) その他、共済金審査に関すること

### (審査委員会の定数)

第10条 審査委員会に、次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名(県P連会長をあてる)
- (2) 副委員長 1名(県P連副会長をあてる)
- (3) 委員 10名以内(県P連副会長、常務理事、医師及び有識者)
- (4) 監事 1名以上(知識、経験、社会的信用を有する者の中から委員長が委嘱する)

## 第3章 再審査及び権利

### (再審査の請求)

第11条 被共済者は、審査結果に関して不服のある場合は、安全委員会に対し再審査の請求をすることができる。ただし、請求の時期は、審査結果通知後60日以内とする。

- 2 審査委員会は、前項の再審査の請求があった場合は、90日以内に再審査を行わなければならない。

### (共済権利の消滅)

第12条 園児・児童生徒が沖縄県内のこども園・小・中学校に在籍しなくなった時、又は県外へ転出したときは、その者の地位は消滅するものとする。

## 第4章 共済掛金・共済金の増減

(共済掛金の増額等)

第13条 県P連は、異常危機等の発生により共済金の支払いに支障をきたす恐れがあり、かつ、安全委員会が特に必要であると認めるときは、県P連総会の承認を経て、臨時に共済掛金の増額及び特別徴収を行うことができる。

(異常時の共済金一部減額)

第14条 県P連は、異常危機等の発生により共済金の支払額が当該共済掛金収入額の5割以上を超えた場合であって、安全委員会が特に必要であると認めるときは、県P連総会の承認を経て共済金の一部を減額することができる。

## 第5章 業務委託

(業務委託)

第15条 当会は、共済事業を円滑に行う為、各地区(国頭地区、中頭地区、那覇地区、島尻地区、宮古地区、八重山地区)に次の業務を委託する。

- (1) 各市町村・各单位PTAへの加入促進及び必要書類等の提出請求業務
- (2) 「安全制度の説明会」における会場の確保、動員業務等の周知

(規則の改廃)

第16条 本規則の改廃は、理事会の決議により実施する。

附 則

- 1 この規則は平成23年11月29日に作成し県教育委員会に提出する。
- 2 この規則は平成25年2月1日に県教育委員会に認可され施行する。
- 3 この規則は平成26年5月16日改正施行する。
- 4 この規則は平成27年12月18日改正施行する。
- 5 この規則は平成30年5月18日改正施行する。
- 6 この規則は平成30年6月2日改正施行する。
- 7 この規則は令和4年1月13日改正施行する。